

宮代町と日本工業大学との連携に関する協定書

宮代町（以下「甲」という。）と日本工業大学（以下「乙」という。）は、これまでの連携の成果を踏まえさらに発展させるため、相互の連携に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の密接な連携により、宮代町の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かなまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- （1）地域の安心・安全の推進に関する事
- （2）産学官連携による研究・開発、産業の振興に関する事
- （3）商工の活性化に関する事
- （4）地域振興・まちづくりに関する事
- （5）情報、英語、環境等の分野における学校教育支援に関する事
- （6）保健・福祉の向上に関する事
- （7）芸術文化・国際交流の振興に関する事
- （8）人材の育成に関する事
- （9）その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関する事

（経費負担や責任分担等）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に当たり、経費負担や責任分担等について別途協議し、必要に応じて覚書を交わす。

(連携推進会議)

第4条 甲及び乙の相互協力による事業を円滑に実施するため、横断的、総合的観点から、協議を行なう場として、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。運営等に関する事項は、甲及び乙が別途協議の上、定める。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく協力により知りえた情報については、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれの1通を所持する。

平成20年11月25日

甲 宮代町長

乙 日本工業大学長

宮代町	日本工業大学
副町長 教育長 総務政策課長 改革推進室長	副学長 学生支援部長 総務部長 総務課長

別表 1 (第 4 条関係)